

1 先導的グリーンインフラモデル形成支援

地域でのグリーンインフラ実装の取組に民間の参入や投資を加速させることを目指し、地方公共団体を対象に専門家の派遣や先端的な技術を有する企業等とのマッチング等の支援を行う。

事業の概要

■制度利用のための主な要件

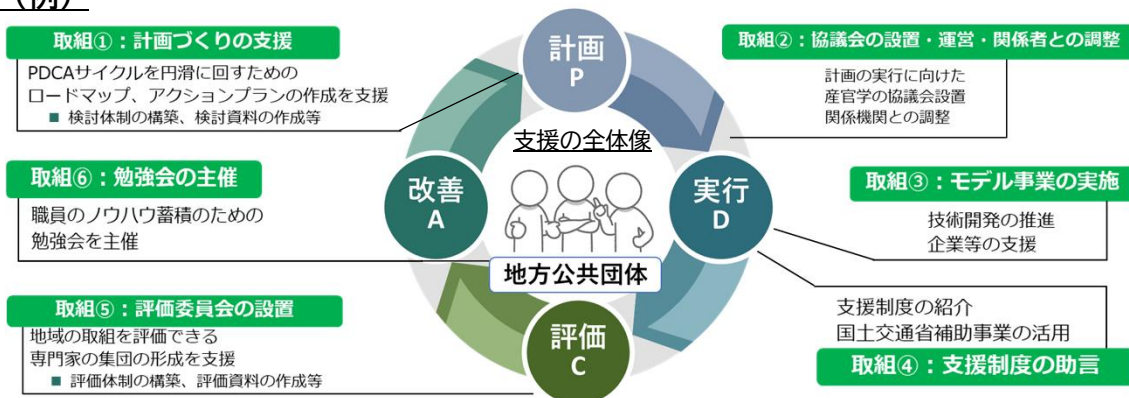
<対象事業者>

- ・地方公共団体

<対象事業>

- ・ハード（整備）とソフト（地域連携等）を組み合わせた面的な取組
- ・生物多様性保全等の環境的效果をベースに、防災・減災、都市の快適性向上、コミュニティの醸成等の社会的効果や、地域の賑わいの創出、働く人々等の生産性の向上等の経済的效果を得られる取組
- ・上記を通じてWell-beingの向上や地方創生への貢献が期待できる取組

■支援内容（例）



- ・【支援メニュー例】を踏まえ、応募団体のニーズに応じた柔軟な支援を行います。

【支援メニュー例】

- | | | |
|------------------|-------------------------------|--------------------|
| 1. 新技術・DX活用の検討支援 | (1)期待される効果の体系化 | (2)評価指標・測定方法の検討支援 |
| | (3)事例等の技術情報の提供 | (4)参画団体※1とのマッチング 等 |
| 2. 資金調達手法の検討支援 | (1)調達が必要な資金の検討支援 | (2)資金調達手法の検討支援 |
| | (3)金融機関等との調整支援 | (4)活用可能な予算制度の紹介 等 |
| 3. 連携体制の構築支援 | (1)勉強会※2・ワークショップの企画・開催支援 | (2)有識者等による講演 |
| | (3)中間支援組織等の関係機関との調整・連携体制の検討支援 | |
| | (4)ロードマップの作成 | (5)アクションプランの作成 等 |

※1 参画団体 : 応募団体の取組への支援を希望する事業者のことです。パートナーシップ構築支援によるマッチングにより選定します。

※2 勉強会 : グリーンインフラとして事業を推進する際には、事業所管課に加え、庁内における複数の関係課が協働して取組むことが求められます。関係者のグリーンインフラに関する基礎的認識を共有するための勉強会として、応募団体の要望に応じて庁内勉強会等の開催を支援します。

■実績（2020年度～2024年度） 支援件数：16件

事業具体例

支援自治体：三重県いなべ市

○支援内容

- ・にぎわいの森の効果検証
- ・ファイナンススキームの検討
- ・アドバイザーの派遣
- ・グリーンインフラ推進協議会、推進本部の構築
- ・ロジックモデルWSの企画・実施
- ・地域イベントの実施

○本事業の成果

- ・各種調査及びロジックモデルの作成等によるにぎわいの効果について見える化
- ・庁内組織に加え、有識者や金融機関も委員となる外部組織の設立及び、ワークショップの企画・実施等によるグリーンインフラ推進に向けた体制構築
- ・地域イベントの実施による、グリーンインフラの地域への普及啓発



にぎわいの森



問合せ先

国土交通省 総合政策局 環境政策課 TEL : 03-5253-8111（内線：24334）
URL https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000267.html

2 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

事業の概要

- 事業目的 ①公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に複数の地域課題の解決を目指す
②官民連携による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

■事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

【目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ】

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

■支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑥のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
 - ◆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 : 民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
 - ◆ 都市公園・緑地等事業 : 地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）

- ハード
- ① 公園緑地の整備
 - ② 公共公益施設の緑化
 - ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限り）※1
 - ④ 市民農園の整備
 - ⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※2に限り）
 - ⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限り）



- ソフト
- ⑦ グリーンインフラに関する計画策定
 - ⑧ 整備効果の検証

⑨ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等※3

※1：脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも対象とする。

※2：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）

※3：認定された事業のうち、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるもののみを対象とする。

事業実施イメージ

複数の地域課題（例）

課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】

課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】

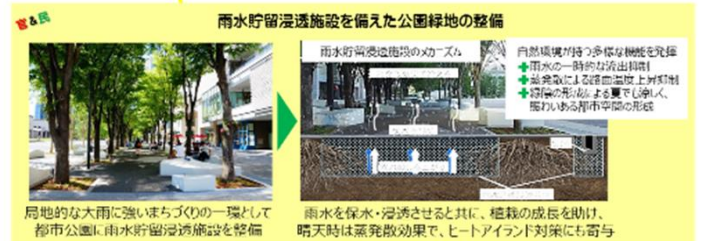
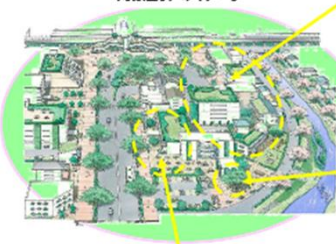
課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓樹々や草花、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



問合せ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 TEL：03-5253-8111（内線：32953）
URL https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000040.html

3 優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）

グリーンインフラとして多様な機能を有する緑地の質・量両面での確保に向け、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上といった観点から評価・認定する制度。

民間事業者等による良質な緑地確保の取組の価値の「見える化」により民間投資の促進を図るとともに、緑地の整備等に要する費用への貸付・補助金等により支援。

事業の概要

■主要要件

<対象主体>

民間事業者等
(地方公共団体含む)

<対象事業>

- ①新たに緑地を創出し、管理する事業
- ②既存緑地の質の確保・向上に資する事業

<対象区域>

都市計画区域等内の緑地を含む敷地等

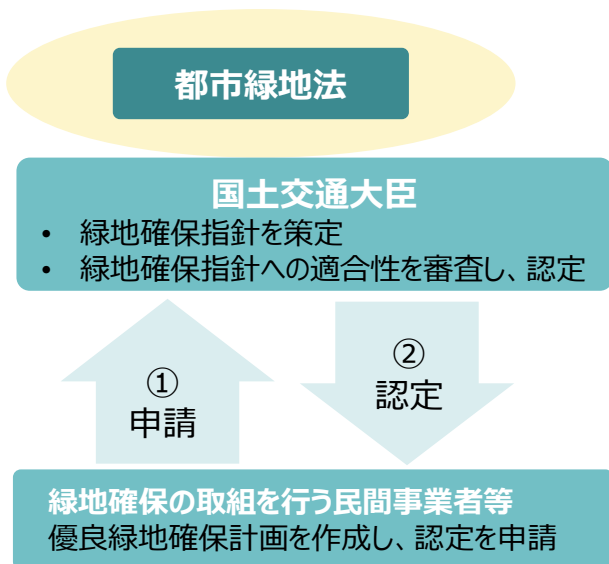
<対象となる緑地の規模> (屋上・壁面緑化を含む) <計画期間・更新>

区域における緑地面積：1,000㎡以上
区域に占める緑地割合：10%以上

計画期間：5年間（希望すれば審査を経て更新可能）
認定後は1年ごとの定期報告が必要

<認定の枠組>

<評価の視点>



<審査・認定フロー>

- ◆ 申請から認定までは、①申請受付、②予備審査、③本申請、④審査、⑤認定、の流れで実施



(受付) 4月1日～30日

※令和8（2026）年度以降も同様のスケジュール（4月申請受付・9月認定）を予定

認定取得の主なインセンティブ

◆ グローバル基準との連携

- ・ TNFD：建設・不動産等分野向けの追加ガイダンスにおいて、評価・開示の際の出典の一つに本認定が記載
(認定取得をTNFDのガイダンスに位置づけあるものとして情報開示・広報することが可能)

- ・ GRESB：評価項目のうち、「グリーンビル認証」(GRESBが承認する環境に配慮した物件の認証)として本認定が位置づけ(認定取得によりGRESBでの評価を高めることが可能)

◆ 優良緑地確保支援事業(都市開発資金)：都市緑化支援機構を通じ、認定を受けた民間事業者等が行う緑地の整備等に要する費用を貸付

◆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：認定取得により「複数の事業主体により実施するもの」等の要件が適用されず、緑地の整備等に支援可能

問合せ先

国土交通省 都市局 都市環境課 TEL：03-5253-8295

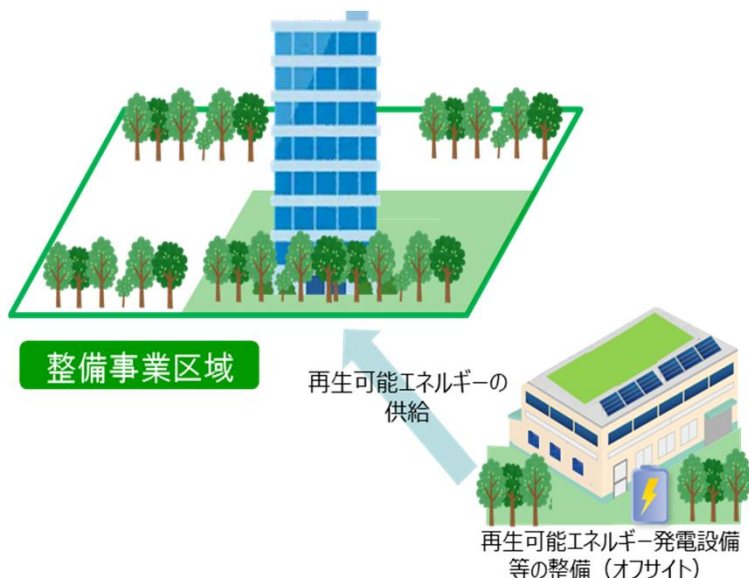
URL <https://tsunag-mlit.com/>

4 脱炭素都市再生整備事業計画認定制度

緑地の整備や再生可能エネルギー活用等に取り組む優良な民間都市開発事業を国土交通大臣が認定し、また、民間都市開発推進機構による金融支援を行うことで、都市の脱炭素化の促進を図る。

認定制度

- 都市再生整備計画の区域内において、当該計画に記載された事業と一体的に施行しようとする都市開発事業であって、一定の要件を満たした都市の脱炭素化に資する事業（脱炭素都市再生整備事業）に係る計画を国土交通大臣が認定する制度



主な認定基準

- 都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されるもので、都市の再生に著しく貢献するものであると認められること
- 整備事業区域の面積が一定以上であること
- 整備事業区域面積の10%以上の緑地及び緑化施設（緑地等）を有すること
- 基準一次エネルギー消費量比50%以上の省エネを達成すること
- 基準一次エネルギー消費量比5%以上の創エネを達成すること
- 事業全体でZEB水準を達成すること
- 事業施行に伴う温室効果ガス排出量削減のための措置が適切に講じられていること

制度活用事例

- （仮称）鹿島南六郷物流センター開発計画
（令和7年1月認定）

認定事業者	鹿島建設株式会社
事業区域面積	10,689.35㎡
公共施設面積	緑地 821.47㎡ 道路 354.20㎡
緑地等面積	緑地（地上）・屋上緑化 1,072.99㎡
環境認証	ZEB認証取得
再エネ発電設備	太陽光発電設備



金融支援

- 認定を受けた事業に対しては、公共施設等の整備に要する費用に加えて、下記の設備に対して、民間都市開発推進機構による金融支援が可能

設備の種類	具体的な対象設備例
緑地等管理効率化設備	・自動かん水システム ・自動給肥システム
再生可能エネルギー源等からエネルギーを創出するための設備 ※FIT/FIP認定を受けた設備は除く	・再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス） ・非化石エネルギー源を電気に変換する設備（水素、アンモニア等） ・再生可能エネルギー源又は非化石エネルギー源を熱として利用する設備
エネルギーの効率的利用を図るための設備	・エネルギーマネジメントシステム ・コージェネレーションシステム ・蓄熱槽

問合せ先

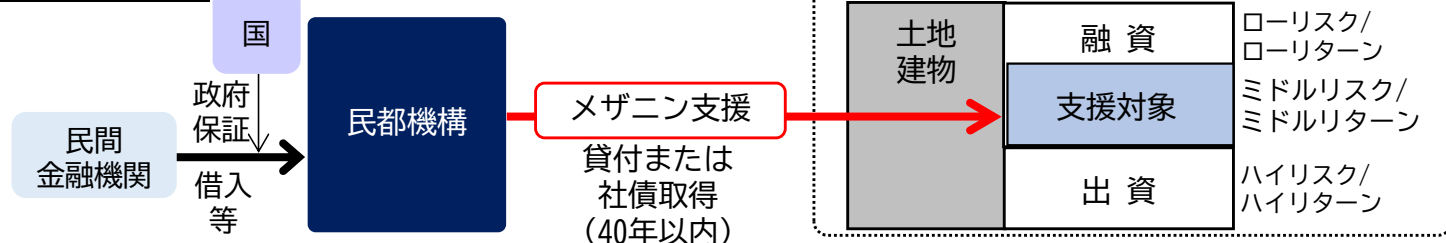
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL : 03-5253-8111（内線 : 32536）
URL https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000010.html

5 メザニン支援事業

優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長資金調達ができる仕組みを機に平成23年度に創設。
民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。

事業の概要

■事業スキーム



■制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者

<対象区域>

- ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
- ・都市再生整備計画の区域

<対象事業>

- ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が原則1ヘクタール以上であること
 - ※ 特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域では、0.5ha以上であること
 - ※ 都市再生整備計画の区域では、原則0.2ha（三大都市圏の既成市街地等では0.5ha）以上であること
- ・都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
- ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）
 - ※ 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。
 - ※ 期間20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象となる。
- ・省エネ基準に適合していること。

<支援限度額>

- ・次のうち、いずれか少ない額

①総事業費の50%

②公共施設等※1の整備費

（特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等+整備計画に記載された国際競争力強化施設※2の整備費、脱炭素都市再生整備事業計画認定を受けた事業は、緑地等管理効率化設備、再エネ発電設備等を含む）

※1：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及び情報化基盤設備※（センサー、ビーコン等、先端的な技術を活用した設備）の整備費用を対象とする。

※2：外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）を含む。

■実績（2011年度～2024年度）

支援件数：19件、 支援総額：1,966億円

事業具体例

虎ノ門ヒルズ ステーションタワー
（虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業（東京都港区））

○支援内容

支援先：森ビル株式会社、支援額：300億円

○事業内容

規模：地上49階建、他2棟、事業区域面積 約18,860㎡、延床面積 約236,640㎡
用途：事務所、店舗、ホテル、ビジネス発信拠点、住宅、駐車場等
工期：2019年11月～2023年7月



問合せ先

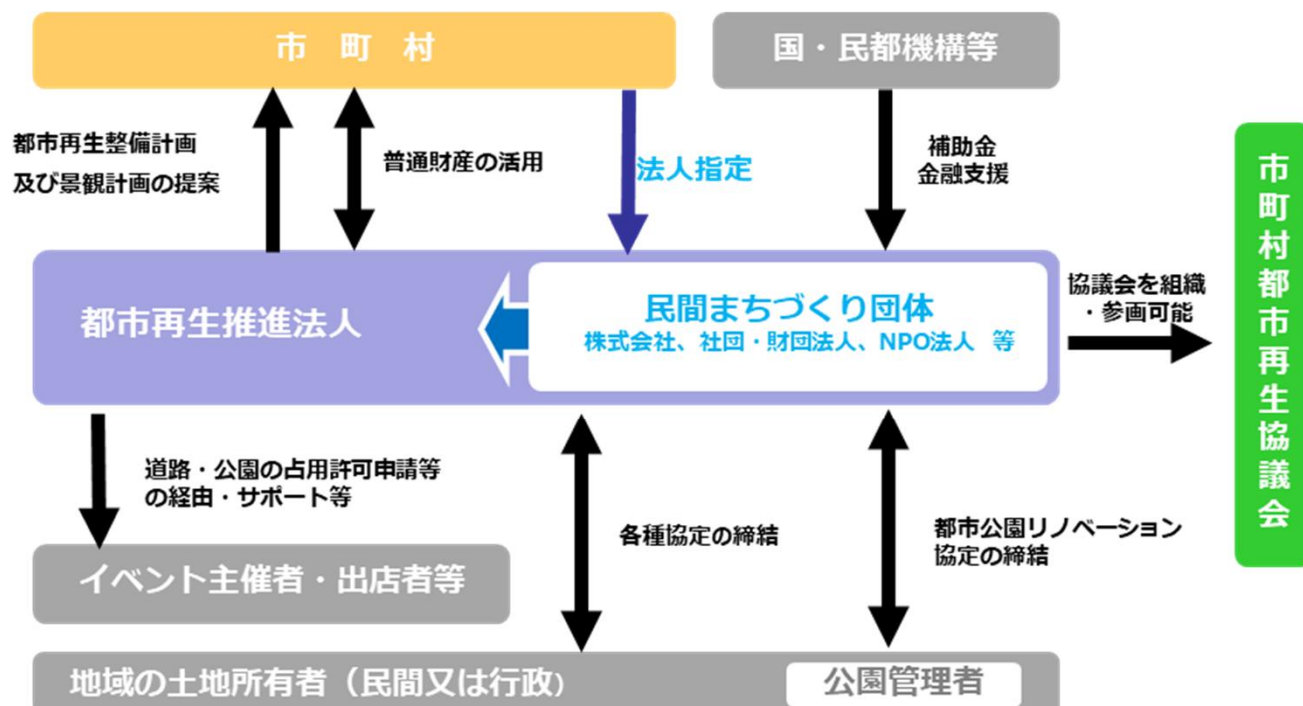
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線：30615）
URL https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000016.html

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定する制度。

制度の概要

- ・まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度。
- ・都市再生推進法人は、地域のまちづくりの中核的な存在として、エリアの魅力・活力を高めるためのエリアマネジメント活動（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されている。

■活用イメージ



- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

■都市再生推進法人の指定要件

○都市再生推進法人になれるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、NPO法人、まちづくり会社（＝まちづくり活動を目的とする会社）。

○市町村長は、上記の法人又はまちづくり会社であって、法第119条の業務のいずれかを適正かつ確実に行うことができると認められる団体であれば、都市再生推進法人として指定することができる。

都市再生推進法人の活動事例

【錦二丁目エリアマネジメント株式会社】名古屋市

法人設立年月日	2018年3月1日
指定年月日	2021年4月28日
資本金等	資本金 1,000千円
株主・構成団体等（出資割合）	（一社）まち発展機構（100%） ※地区の6町内会、まち協、協同組合で構成される地域組織
職員数	20名（うち正社員9名）



【公共空間の活用】

地区面積を4割を占める道路空間を歩きやすくす
ごしやすい場所とするため、ベンチ設置や植栽の管理、地上器を活用した実証実験、通行止めによる新たなイベントなどを展開。

問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL : 03-5253-8111（内線 : 32575）
URL <https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/>

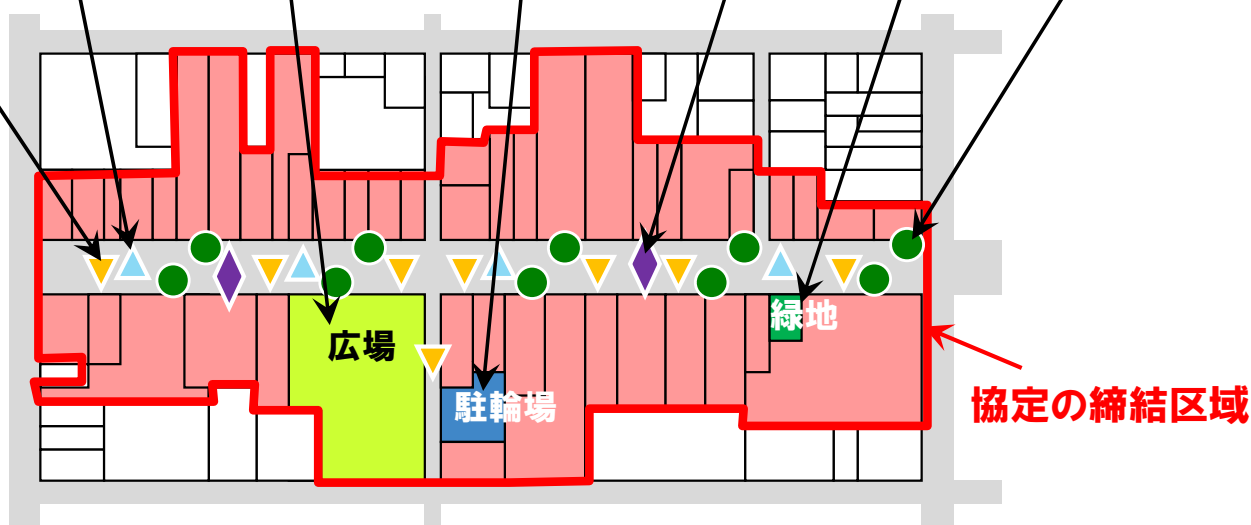
都市利便増進協定は、広場・街灯・並木など、住民や観光客等の利便を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度。

制度の概要

- ・都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理のための協定を締結。オープンカフェやフリーマーケット等のイベントを開催。
- ・まちづくり団体も参加し、ノウハウを提供。国・自治体が必要なサポートを実施。
 - ▶地域の実情・ニーズに応じたルールによるまちづくりが実現。
 - ・地域住民等のまちづくり参画の促進、それを通じた満足度の向上。
 - ・公共公益施設の管理を民が行うことで、公共側の財政負担の軽減も期待。

■都市利便増進協定の対象区域・施設のイメージ

《都市利便増進施設》



■制度利用のための主な要件

- 協定の対象区域：都市再生整備計画の区域
- 協定の締結者：区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者、都市再生推進法人等
- 市町村による認定

■協定により定める事項（例）

- まちづくり会社が広場を管理・運営。その際、イベントの開催等、にぎわい創出する取組も併せて推進
- まちづくり会社が広告板を設置し、その管理を行うとともに、広告収入をまちづくり活動に充当。
- ベンチ、緑地などの清掃・補修等を地域住民が自ら実施。 等

問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線：32575）
URL <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#riben>

①社会資本整備総合交付金事業 都市再生整備計画事業—まちなかウォーカブル推進事業 ②補助事業 まちなかウォーカブル推進事業

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。

事業の概要

■事業主体等 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等 国費率1/2

■施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区かつ都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

■対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリッジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用

Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

問合せ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL : 03-5253-8111 (内線 : 32848)
URL https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に実施する河川環境整備事業を支援する。

支援メニュー

■事業目的

汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

■交付対象

都道府県、指定都市、市区町村（指定区間内の一級河川、二級河川等） 国費率 1/3等 対象地域 全地域

■対象事業

- 水質改善のために実施される水質浄化を行う事業
- 横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域[※]において、魚道の整備を行う事業
- 従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域[※]において自然環境の保全・復元を行う事業
※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。
- 河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業

活用事例

地域 新潟県佐渡市（天王川水系天王川他）
事業主体名 新潟県
年度 2005（H17）～2030（R12）（予定）

佐渡島を流れる天王川で、トキの野生復帰に向けた採餌環境確保の取組を行っている。

事業では、生物の多様化を図る河道整備や、河道・近隣ビオトープと連続する湿地環境の整備を進めており①②、トキの飛来も確認されている③。



①整備前



②整備中



③トキの飛来

地域 岐阜県中津川市（木曽川水系千旦林川）
事業主体名 岐阜県
年度 2021（R3）～2026（R8）（予定）

千旦林川周辺は、リニア中央新幹線開業に向けて、土地区画整理事業や治水事業と一体的に親水護岸等の環境整備事業を実施している④。令和3年3月に登録された「中津川市かわまちづくり」に基づき、親水性のある広場や回遊可能な川沿いの歩道を整備することで、駅利用者や地域住民が川沿いの駅前広場に集い、賑わいを創出することを目指している⑤。



④整備前



⑤整備後（イメージ[※]）

※エリアデザインブック（中間とりまとめ）より抜粋

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
TEL：03-5253-8111（内線：35445）

10 かわまちづくり支援制度

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す（令和6年8月末時点：286地区）。

ソフト施策による支援

- 都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利用の促進
- 優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例

水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用
(道頓堀川／大阪市)



河岸緑地へのオープンカフェの設置
(京橋川／広島市)



先進的な取組の情報提供

民間事業者の
エリアマネジメント
による管理・運営
(多摩川／多摩市)



歴史と文化伝承を
活かした賑わいづくり
(沙流川／平取町)



ハード施策による支援

- 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の利用
(最上川／長井市)



親水護岸の利用
(新町川／徳島市)



問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 35445)

URL <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyau/machizukuri/index.html>

11 河川空間のオープン化

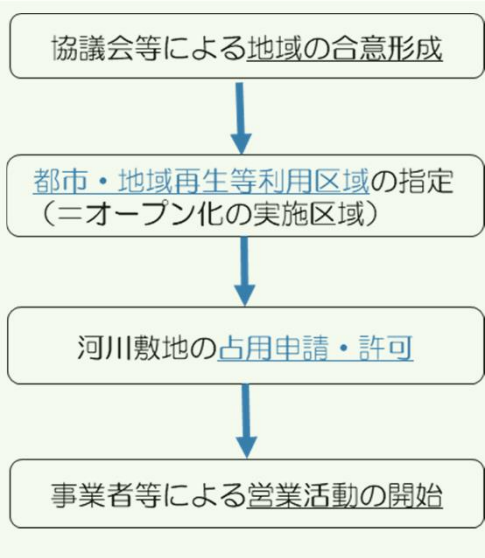
河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできないが、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようにした。

事業の概要

■オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

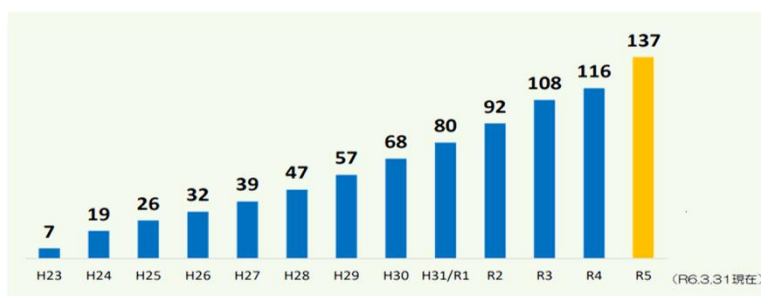
■オープン化の主な流れ



■都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

- ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④その他都市・地域の再生等のために利用する施設

■河川空間のオープン化活用実績数（累計）

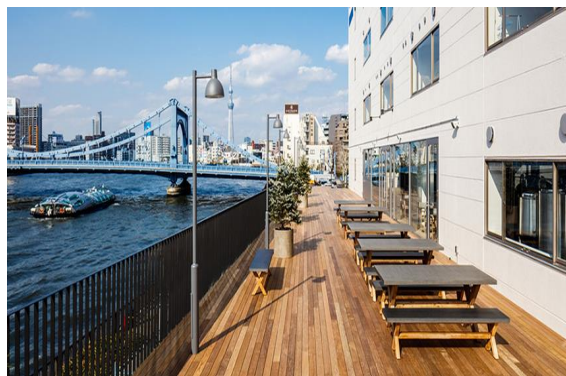


活用事例

- ・河川空間のオープン化活用事例集（以下、活用事例集）より抜粋（問合せ先の活用事例集URLより閲覧可）



宮城県名取市 閑上かわまちづくり（名取川）



東京都江東区 隅田川かわてらす®

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課

TEL：03-5253-8111（内線：35224、35229）

URL：<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/index.html>

活用事例集URL：

URL：https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/pdf/jirei_kasenkukan_2408.pdf

12 河川敷地の更なる規制緩和 「RIVASITE」

河川敷地の更なる民間活用による地域活性化と河川管理の効率化のため、民間事業者等が河川の清掃等を行うことを条件に、最大20年間の占有を保証し、エリア一体型の占有を認める等の河川敷地の更なる規制緩和（RIVASITE）を、社会実験として開始した。

規制緩和のポイント

■ 1 占有期間

これまでの占有期間は10年だったものに、占有期間満了後に追加で最大10年の更新延長の保証により、より長期の事業計画が立てられるようになる。

■ 2 占有形式

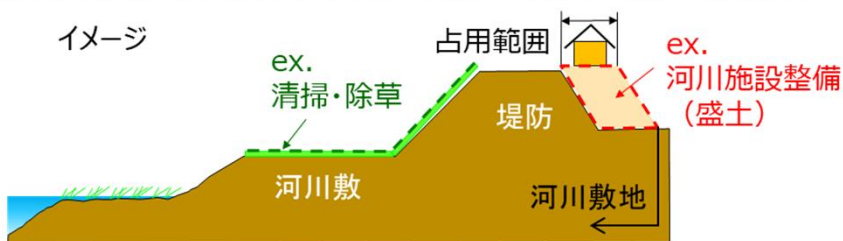
これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占有を民間事業者も可能になり、河川敷地をより柔軟に活用できるようになる。

■ 3 他の民間事業者との契約

他の民間事業者（いわゆるテナント）との契約が可能となり、より幅広い事業運営が可能になる。

規制緩和の適用条件

河川管理施設の整備又は占有区域外の清掃・除草が必要。



相談窓口の開設

国土交通省に設置している相談窓口「かわよろず」において、本社会実験に関連するご相談を承るための専用窓口を開設。

かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」へRIVASITE担当メールアドレス

hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp

（相談例）

- ・社会実験を行うためには具体的にどのような手続きをすればよいのか。
- ・規制緩和の適用条件を教えてください。

ポテンシャルリストの公表

各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、活用いただきやすいと思われる箇所の一覧を公表しています。

※ポテンシャルリスト以外の箇所で活用可能な場所もあります。

各地域の問い合わせ先・河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/kasenshikichi/02.html>

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL : 03-5253-8111（内線 : 35445）

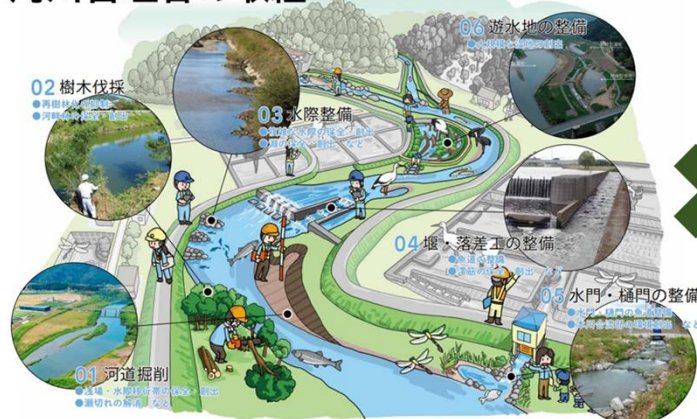
13 生態系ネットワークの形成

河川及び流域の生態系保全・創出を行うことで、魅力ある地域づくりや地域経済の活性化のため、河川管理者と流域の住民、農業関係者、NP0、学校、企業、自治体等が連携し、生態系ネットワーク形成の取組を進めています。自然再生推進法に基づく自然再生基本方針（令和7年2月28日閣議決定）では、河川を始めとする水域が国土における生態系ネットワークの重要な基軸となることが示されており、財政上の措置等を講じます。※関連する財政支援については、9. 社会資本整備総合交付金（都市水環境整備事業－統合河川環境整備事業）及び本ページ下部に記載の「財政支援制度集」を参照してください。

事業の概要

生態系ネットワークの形成に向け、全国各地の流域を中心として、農家、NP0、企業、金融機関、学識者、自治体、国の関係機関等で構成された18の協議会が設立されています。各流域では、その地域のシンボルとなる生きもの（指標種）を設定し、流域の関係者が一体となって様々な取組を推進しています。

河川管理者の取組



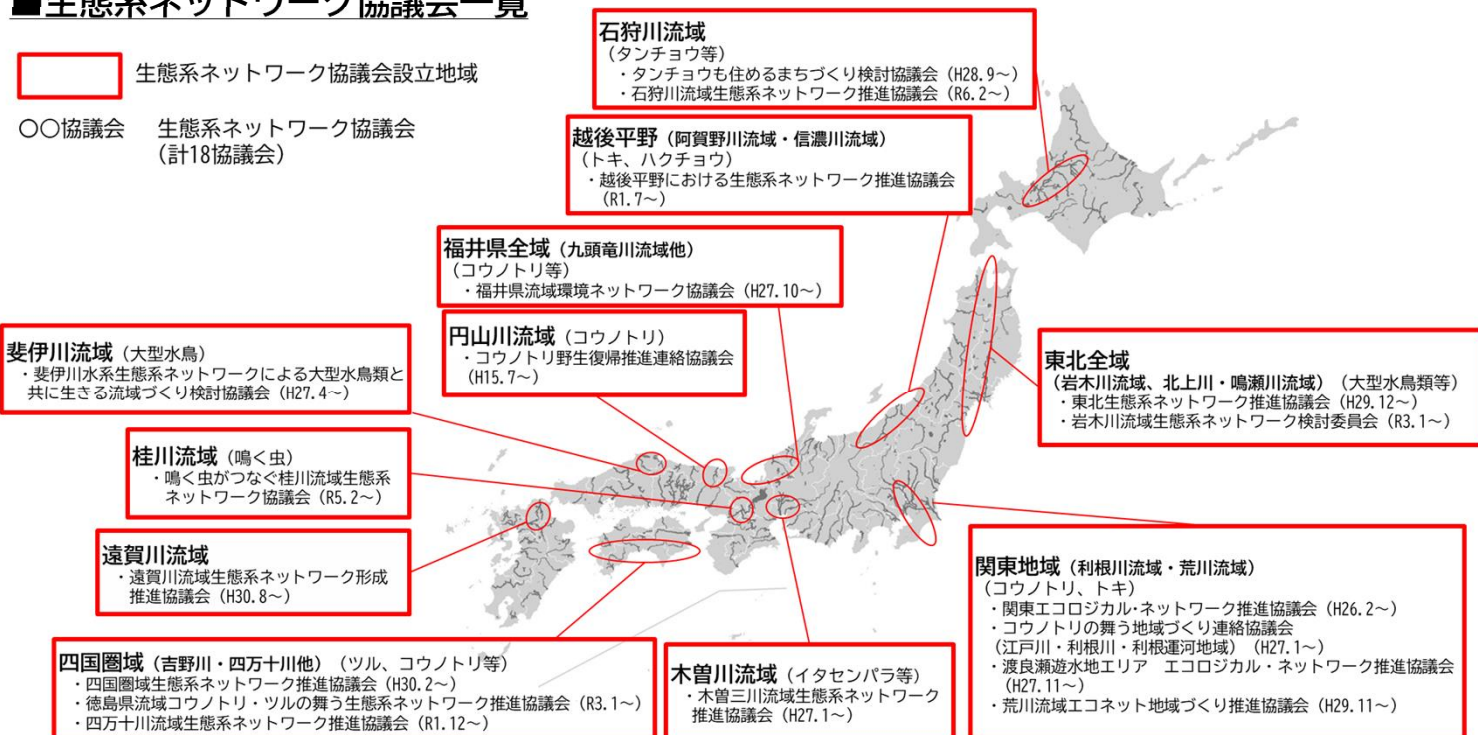
流域関係者の取組



生態系ネットワーク協議会一覧

生態系ネットワーク協議会設立地域

〇〇協議会 生態系ネットワーク協議会（計18協議会）



関連資料



概要パンフレット



財政支援制度集



全国の取組事例集



問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 TEL：03-5253-8111（内線：35482）